



# 山形県環境教育行動計画



平成25年3月  
山形県





## 山形県環境教育行動計画の策定にあたって



わが国は、近年の資源及びエネルギーの大量消費を基調とする社会経済活動の急速な進展により、生活の利便性は向上したものの、世界的な気候変動や世界人口の増大、新興国における経済成長等を背景に、環境や資源面での制約が高まっている状況にあります。特に、地球温暖化、廃棄物問題、生物多様性の喪失等、世界規模での環境問題は深刻化しており、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会といった環境に配慮した社会を構築していくことが重要となっています。

また、私たちは、平成23年3月に発生した東日本大震災を契機に、自然の持つ圧倒的な力の前に、人間の力の限界を強く認識しました。特に、原子力発電所の事故に伴い、エネルギー政策の抜本的な見直しの動きが進展するなど、安全で安心な生活環境を守ることの重要性、そして、これまでの社会経済システムやライフスタイルの見直しの必要性を改めて認識したところでもあります。

平成23年6月には、これらの情勢の変化等に対応するため、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が一部改正されました。この改正では、これまでの「体験学習に重点を置く取組み」から「幅広い実践的人材づくりと活用」に力点を移していくこととしております。これを受けて本県でも、平成17年2月に策定した「山形県環境教育推進方針」を見直し、本計画を策定することとしました。本計画では、これまで以上に人づくりを環境施策の基本に据え、環境教育を通して目指す理想的な人間像として「山形愛の人」を新たに掲げています。

本県では、先人のたゆまぬ努力により受け継がれてきた、かけがえのない豊かな自然や人と自然との調和を基調とした暮らしを守るとともに、それらの自然を資産と捉えて、活かしながら、持続的発展が可能なやまがた創りを目指しています。「山形愛の人」は、これらの実現のために、世界の人々や自然環境、エネルギーの問題と日常生活との関連性について理解を深めつつ、地域を知り、地域とともに生きようとする心、即ち、山形を深く愛する心を持ち、身近なところから自発的に問題解決のために行動できる人です。

このような人材の育成を目指し、県民の皆様や事業者、民間団体の皆様、市町村などと協働しながら、家庭、学校、職場、地域等の様々な場において環境教育施策を推進してまいりますので、皆様の一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

平成 25 年 3 月

山形県知事 吉村美栄子

# 山形県環境教育行動計画

## 目 次

第1章 総論	1
1 策定までの背景	1
(1) 環境教育の必要性	1
(2) 国と本県のこれまでの動き	1
2 計画の性格	2
3 計画の期間	3
第2章 基本的な考え方	5
1 環境教育の基本的な方針	5
(1) 本県の環境教育で重視すること	5
(2) 環境教育を通して目指す理想的な人間像	5
(3) 環境教育の要素	7
(4) 環境教育を推進する手法	7
2 環境を保全・創造・活用する活動及び意欲の増進、環境教育並びに協働取組みを推進するための施策を実施する際の基本的な方針	9
(1) 家庭、学校、職場、地域等で県民みんなが自ら参加、協働する施策	9
(2) 参加、協働する主体の対等な立場と適切な役割分担	9
(3) 環境教育において場と主体と施策のつながりを重視	9
第3章 環境教育等の推進のための施策	10
1 学校、地域等幅広い場における環境教育	10
(1) 学校における環境教育	10
(2) 学校の教職員の資質の向上	11
(3) 家庭や地域等幅広い場における環境教育の推進	13
(4) 人材の育成・活用	18
(5) プログラムの整備	19
(6) 情報の提供	19
(7) 各主体の連携	20
(8) 環境教育の更なる改善に向けた調査研究	21
2 職場における環境を保全・創造・活用する活動及び意欲の増進、環境教育並びに協働取組み	21
3 拠点機能の拡充	24
4 体験の機会場の認定	26
5 情報の積極的公表	28
6 国際的な視点での取組み	28
第4章 推進体制	30
1 各主体との連携・協働	30
2 計画の進行管理	31
資料 山形県環境教育行動計画策定の経緯	32
1 山形県環境教育推進協議会での協議の経過	32
2 山形県環境教育推進協議会委員	32